

R 3 宮 繕 あすたむらんど 板・那東 ゲート館便所棟等トイレ改修工事

図面目録					
番号	図面名称	番号	図面名称	番号	図面名称
P001	管工事仕様書1	A001	駐車場ト イレ 改修前/後 付帯工事平面図	E001	電気工事仕様書
P002	管工事仕様書2	A002	ゲート 館便所棟 改修後 付帯工事平面図	E002	駐車場ト イレ 改修前/後 電気設備平面図
P003	全体配置図・付近見取図	A003	ゲート 館便所棟 改修前 付帯工事平面図	E003	ゲート 館便所棟 改修後 電気設備平面図
P004	衛生器具表・撤去器具表・工程表	A004	体験工房ト イレ 改修前/後 付帯工事平面図	E004	ゲート 館便所棟 改修前 電気設備平面図
P005	洋風便器据付工法参考図	A005	ふもとの休憩所ト イレ 改修前/後 付帯工事平面図	E005	体験工房ト イレ 電気設備 建物平面図
P006	駐車場ト イレ 改修前/後 衛生器具平面図	A006	子ども科学館B・C 棟ト イレ 改修前/後 付帯工事平面図	E006	体験工房ト イレ 改修前/後 電気設備平面図
P007	ゲート 館便所棟 改修後 衛生器具平面図	A007	プラネタリウムト イレ 改修前/後 付帯工事平面図	E007	ふもとの休憩所ト イレ 改修前/後 電気設備平面図
P008	ゲート 館便所棟 改修前 衛生器具平面図	A008	子ども科学館G 棟ト イレ 改修前/後 付帯工事平面図	E008	子ども科学館B・C 棟ト イレ 改修前/後 電気設備平面図
P009	体験工房ト イレ 改修前/後 衛生器具平面図			E009	プラネタリウムト イレ 改修前/後 電気設備平面図
P010	ふもとの休憩所ト イレ 改修前/後 衛生器具平面図			E010	子ども科学館G 棟ト イレ 改修前/後 電気設備平面図
P011	子ども科学館B・C 棟ト イレ 改修前/後 衛生器具平面図				
P012	プラネタリウムト イレ 改修前/後 衛生器具平面図				
P013	子ども科学館G 棟ト イレ 改修前/後 衛生器具平面図				

課 長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	課員	担当

管工事仕様書

- I. 工事名
R3宮精 あすたむらんど 板・那東 ゲート館便所棟等トイレ改修工事

- II. 工事箇所
板野郡板野町那東

III. 建物概要

建物名称	あすたむらんど徳島	構造	RC造	階数	
建築基準法による延床面積 (㎡)			消防法施行令別表第1の区分		

IV. 工事種目

種 目	工 事 概 要
衛 生 器 具 設 備	図示の衛生器具設備を改修する工事一式。
給 水 設 備	図示の給水設備を改修する工事一式。
排 水 設 備	図示の排水設備を改修する工事一式。
撤 去 工 事	図示の設備を撤去する工事一式。

V. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成31年版）」（ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成31年版）」）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成31年版）」による。なお、本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針（令和元年版）」を参考とする。

VI. 特記仕様1（一般共通事項）

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は（標仕 <I>1.1.3）により行う。なお、（監理指針 <I>1.1.3）を参考とする。
本受電後引渡しまでの基本料金 （本工事 ・ 別途）
- 工事写真はしゅん工、着工前、機材、施工状況の順に写真帳に整理し、提出する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」を参考とする。
完成図等
(1) 本工事は電子納品の対象工事である。
(注) 電子納品とは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品することをいう。
(2) 工事のしゅん工に際し、次の図書、資料を作成し、監督員と協議の上、提出する。
・竣工図の製本×3部(2つ折、原図版) ・竣工図の電子データ (CD-R) ×2部 ・保全に関する資料×1部
・工事写真：写真帳(着手前、竣工)×1部、電子データ×2部
・使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部)
(注) ・竣工図(製本、データ共)については、必要な関係図面(原図、CADデータ等を貸与)を修正して作成すること。
・竣工図の電子データ (CD-R) は、CADデータ (SFC形式及びオリジナル形式) 及びPDFデータとする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。（標仕 <I>1.2.2、<I>1.2.3）
品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。
また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。（標仕 <I>1.3.4、監理指針 <I>1.3.4）
使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料（製作図、試験成績書を含む）を監督員に提出する。（JISマーク等表示品を除く）（標仕 <I>1.4.2）
上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」（標仕 <I>1.1.8）による。
- 技能士の適用
技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○ 印 …… 適用作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート 圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートーーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作 サッシ施工 ガラス施工	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業 ・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ 施工 表装	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	○ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調調和 機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業

- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。（改修標仕 <2>4.1.3）
- 梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
- 他工事との取り合いは下表による。

工 事 項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	別途工事	備 考
はり貫通部のスリーブ		○	○	○		
同上補強	○					
盤・便器等の箱入れ		○	○	○		
同上補強	○					
天井埋込個所の天井材の切込み	○					
同上補強	○					

- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」（標仕 <I>1.3.9）により行う。
(1) 産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。なお、本工事に限る個別契約を処分許可業者と交わすこと。

種 類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート(無筋)	津崎興産(有) (中間処分)	○	名西郡石井町藍畑字西覚円941 名西郡石井町藍畑字西覚円941	8.7	500	t
コンクリート(有筋)	津崎興産(有) (中間処分)	○	名西郡石井町藍畑字西覚円941 名西郡石井町藍畑字西覚円941	8.7	800	t
アスファルト	(有)吉野川ポンプ (中間処分)		徳島市応神町東貞方字北野7-2 徳島市応神町東貞方字西中須49-1	10.8	800 8000円/10t車	t
金属(処分)	株式会社 株式会社	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	20.7	0	t
ガラス	津崎興産(有)	○	名西郡石井町藍畑字西覚円941 名西郡石井町藍畑字西覚円941	8.7	6000	t
廃ブラ	(有)久保衛生		三好郡東みよし町加茂6001-1 三好郡東みよし町加茂5999-1	56.4	15000	m ³
石膏ボード	(財)徳島県環境整備公社 (徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	20.6	22800	t

(注) 表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。

- コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
 - 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産業処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
 - PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡すとする。
 - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続を行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
 - 受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。
 - 受注者は、建設副産物が排出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
 - 受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19条）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。
- 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート床、アスファルト・コンクリート床、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、C O B R I Sにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。
- 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにC O B R I Sにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、C O B R I Sの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バーゲン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

- 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

- 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第49条）
(1) 対 象 物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）について付保する。
(2) 付 保 除 外 工 事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・ 杭及び基礎工事 ・ コンクリート躯体工事 ・ 屋外付帯工事
・ その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
- 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。
また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- 保 険 終 期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工事延伸した場合には保険の期間も延長する。
- そ の 他 付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。

- 工事実績情報の登録
受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、工事実績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録機関に登録しなければならない。ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日等は含まない。
(1) 工事受注時 契約締結後10日以内
(2) 登録内容の変更時 契約変更締結後10日以内
(3) 工事完成時 工事完成後10日以内
なお、登録内容の変更は、請負代金額、工期、技術者等に変更が生じた場合に行うものとする。
登録後は速やかに、登録機関が発行する「登録内容確認書」を監督員に提出する。
なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更登録を省略することができる。
- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象工事額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は、県内営業所を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- 県内産資材の使用
(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。

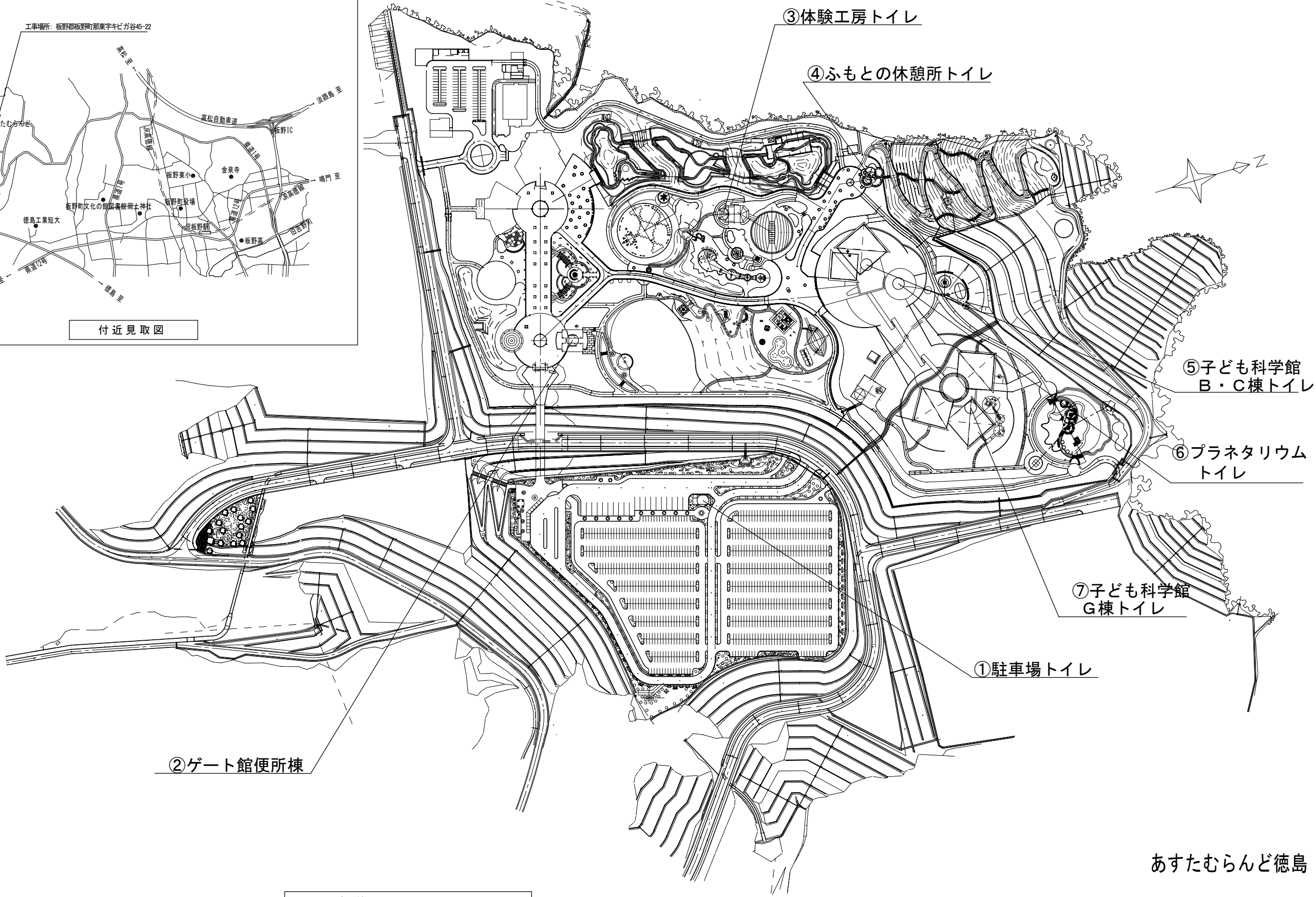
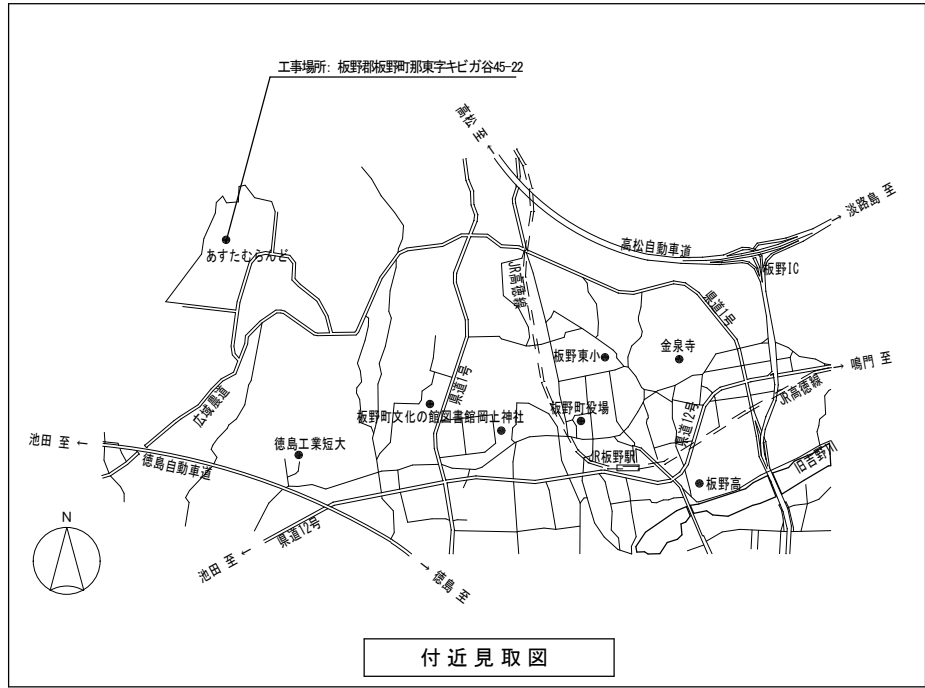
- 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材（次のいずれかに該当するもの）

- ① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
 - ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品
- 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。
- 注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。
- 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

- 県産木材の使用
(1) 受注者は、工事概議、指定仮設材及びコンクリート打設用型枠を使用する場合、県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
- 県産木材とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、次のものが該当する。
① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
② ①以外においては、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
- 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合には、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- 受注者は、県産木材を使用する前に徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しを監督員に提出しなければならない。
- 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は、木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- 県内産再生砕石の原則使用
受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
- 受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という。）の発注の際には、発注前に「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員に提出しなければならない。また、請負金額が500万円以上の工事については、工事完了後に「木材使用実績報告書（電子データ）」及び「建設資材使用実績報告書（電子データ）」を監督員に提出すること。なお、以下の(1)～(3)のすべてに該当する材料は、「材料使用承諾願」及び「実績報告書」の提出は不要。
(1) 木材以外の材料
(2) 県内産資材又は県内企業調達資材
(3) 施工計画書に品質及び性能を有することを記載し、証明となる資料を添付している。
- 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用しなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。
- 工事現場において、現場代理人、監理技術者、主任技術者は確認のため、名札を着用する。
- 名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- 工事現場には工事概議を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- 受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けながら、工事着手すること。
地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないよう措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行われなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

			図面名称	管工事仕様書 1			森 岡 設 備 設 計	DATE
	工事名称	R3宮精 あすたむらんど 板・那東 ゲート館便所棟等トイレ改修工事	縮尺	N T S	設計			NO P001
							代 表 者 森 岡 英 夫 小松島市中田町字上浜田42番地の1 TEL.0865-32-2022 FAX.0865-32-2022	



全 体 配 置 図 1/2500



あすたむらんど徳島 平面図

	工事名称	R3宮縄 あすたむらんど 板・那東 ゲート館便所棟等トイレ改修工事	図面名称	全体配置図・付近見取図			森岡設備設計 代表者 森岡英夫 小松島市中田町字上浜田42番地の1 TEL.0885-32-2022 FAX.0885-32-2022	DATE
			縮尺	1/2500	設計			NO P003

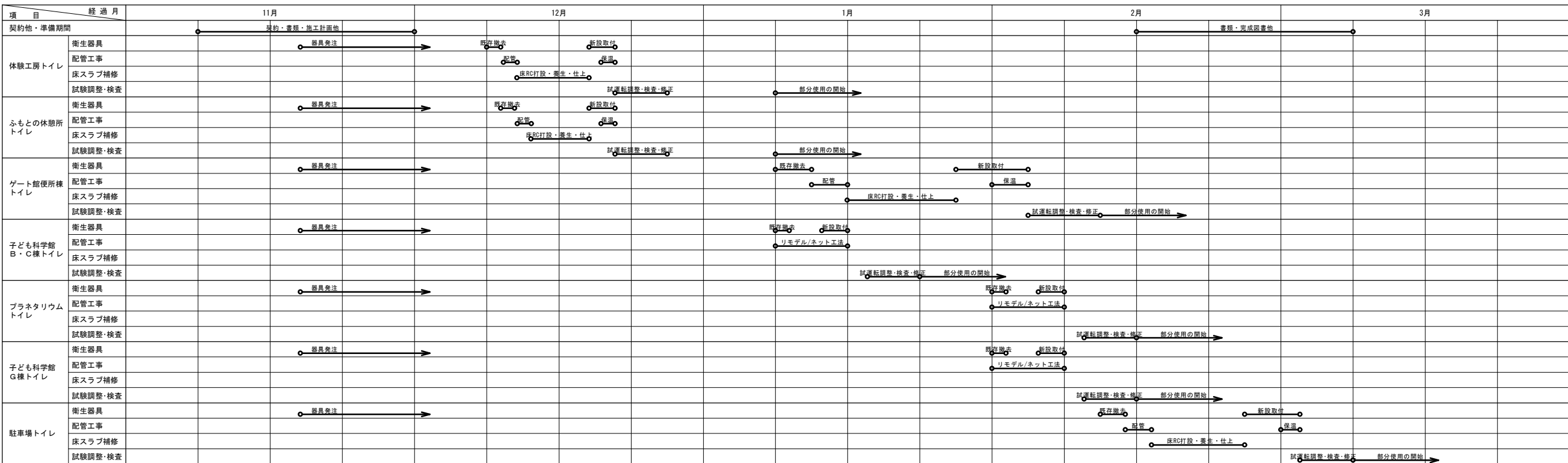
衛生器具表

[illegible]

撤去器具表

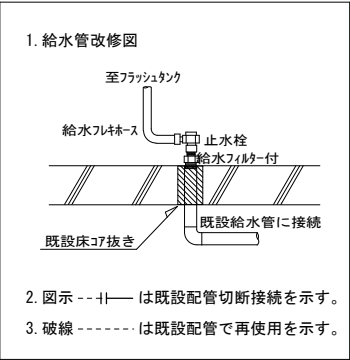
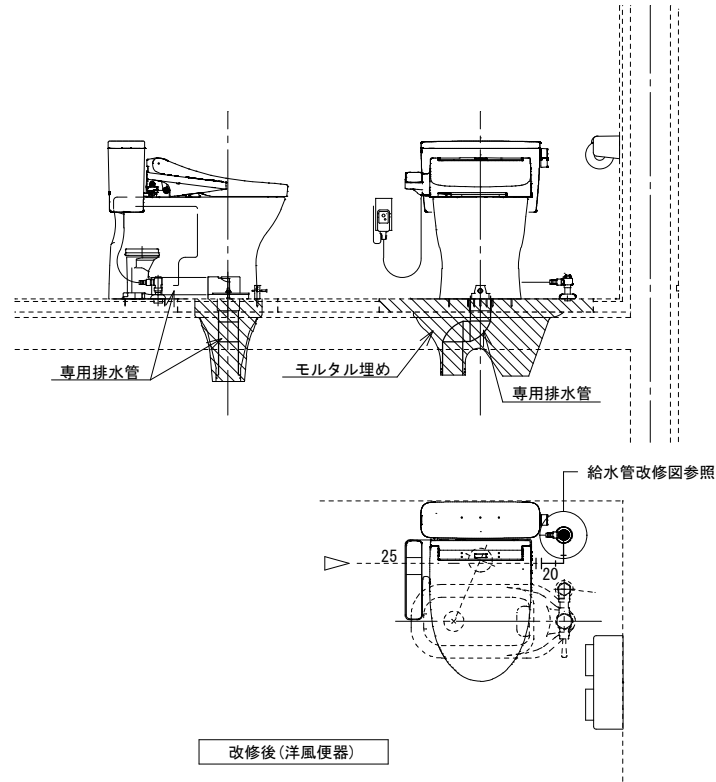
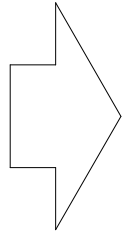
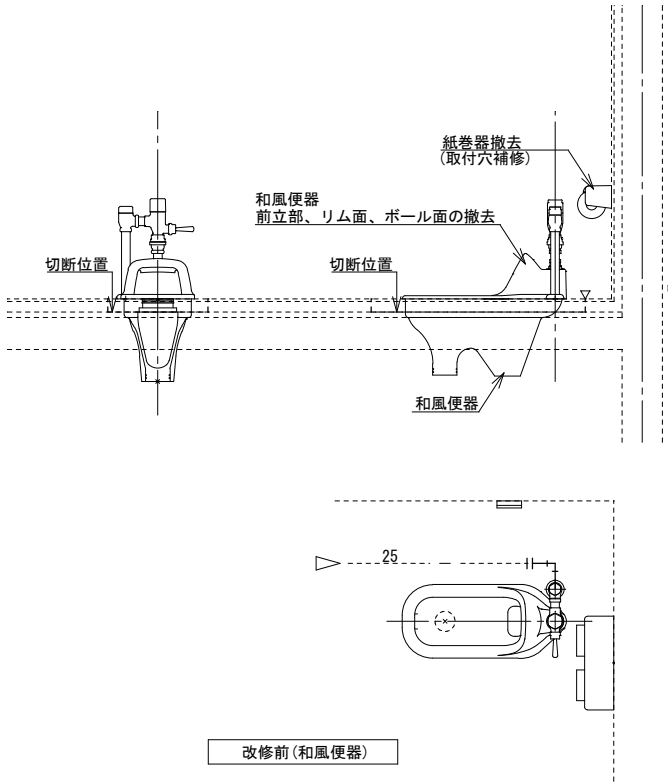
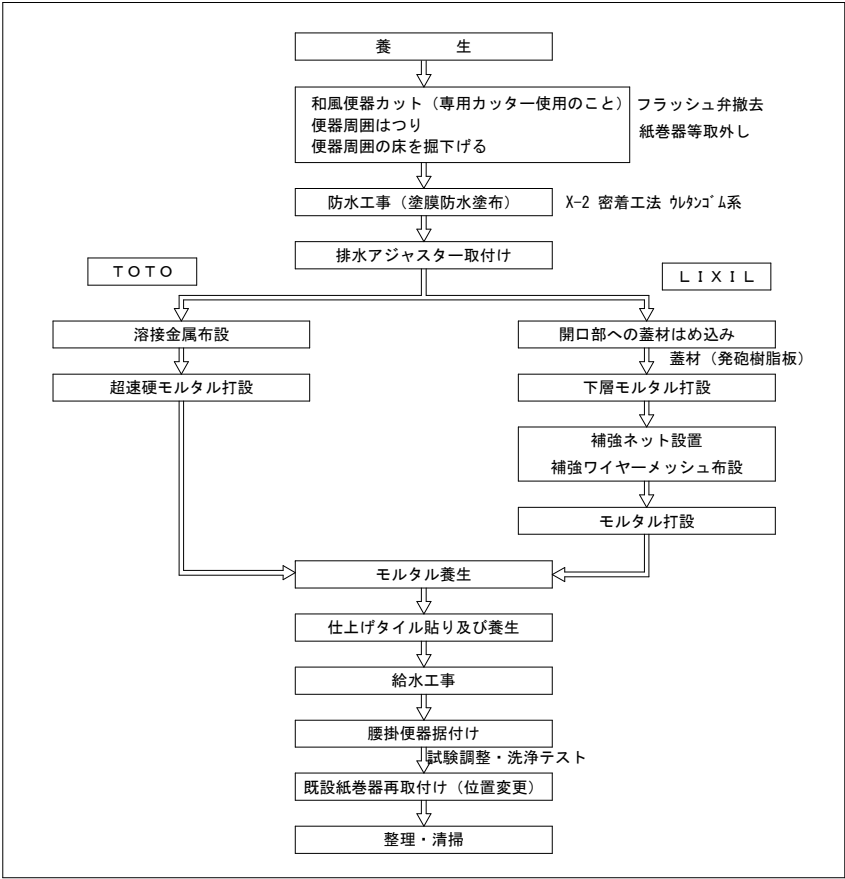
[illegible]

工程表 (参考)

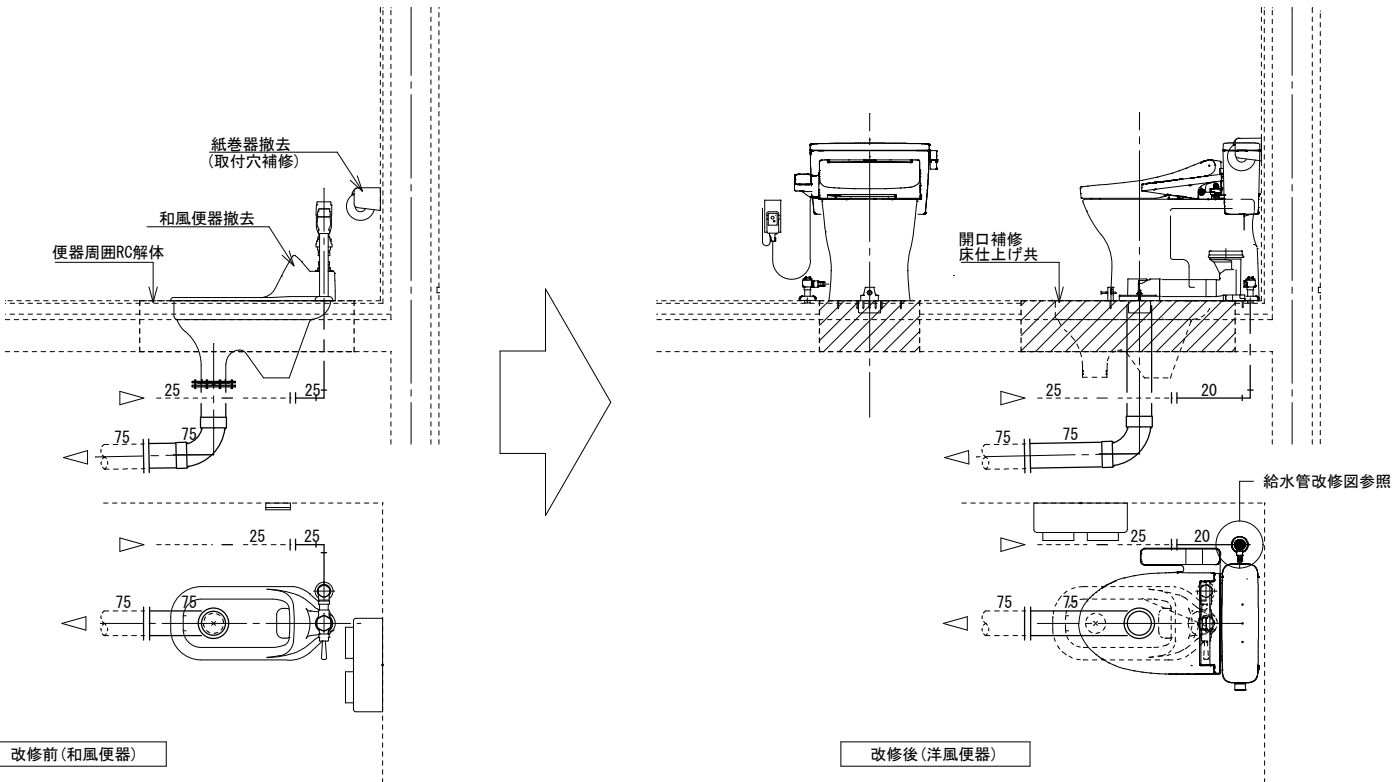


	工事名称		図面名称	衛生器具表・撤去器具表・工程表			森岡設備設計 代表者 森岡英夫 小松島市中田町字上浜田4番地の1 TEL 0885-32-2022 FAX 0885-32-2022		DATE
		R3営繕 あすたむらんど 板・那東 ゲート館便所棟等トイレ改修工事							NO
			縮尺	NTS	設計				P004

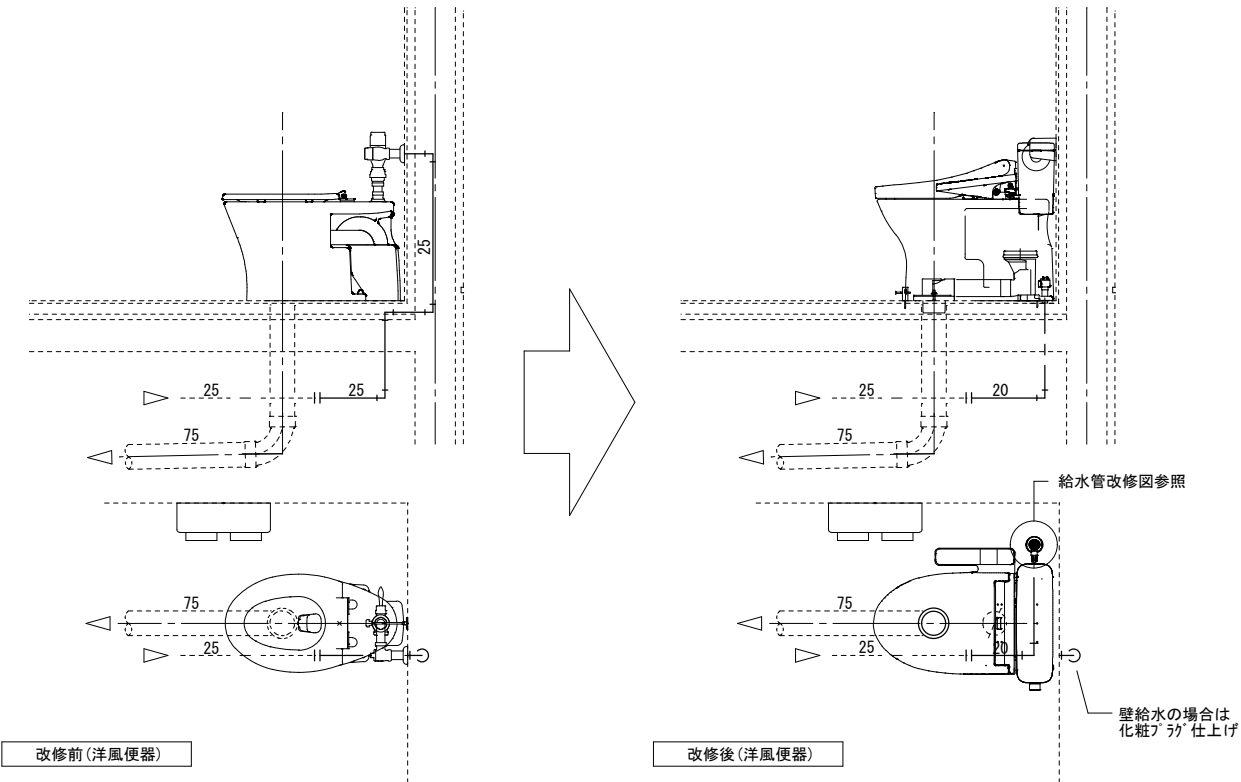
和洋改修工法（メーカー標準工法：参考工程）



和洋改修工法（従来工法）



便器本体取替え



工事名称

R3宮崎 あすたむらんど 板・那東 ゲート館便所棟等トイレ改修工事

図面名称

洋風便器据付工法参考図

縮尺

NTS

設計

森岡設備設計

代表者 森岡英夫
小松島市中田町字上浜田42番地の1 TEL. 0885-32-2022 FAX. 0885-32-2022

DATE

NO

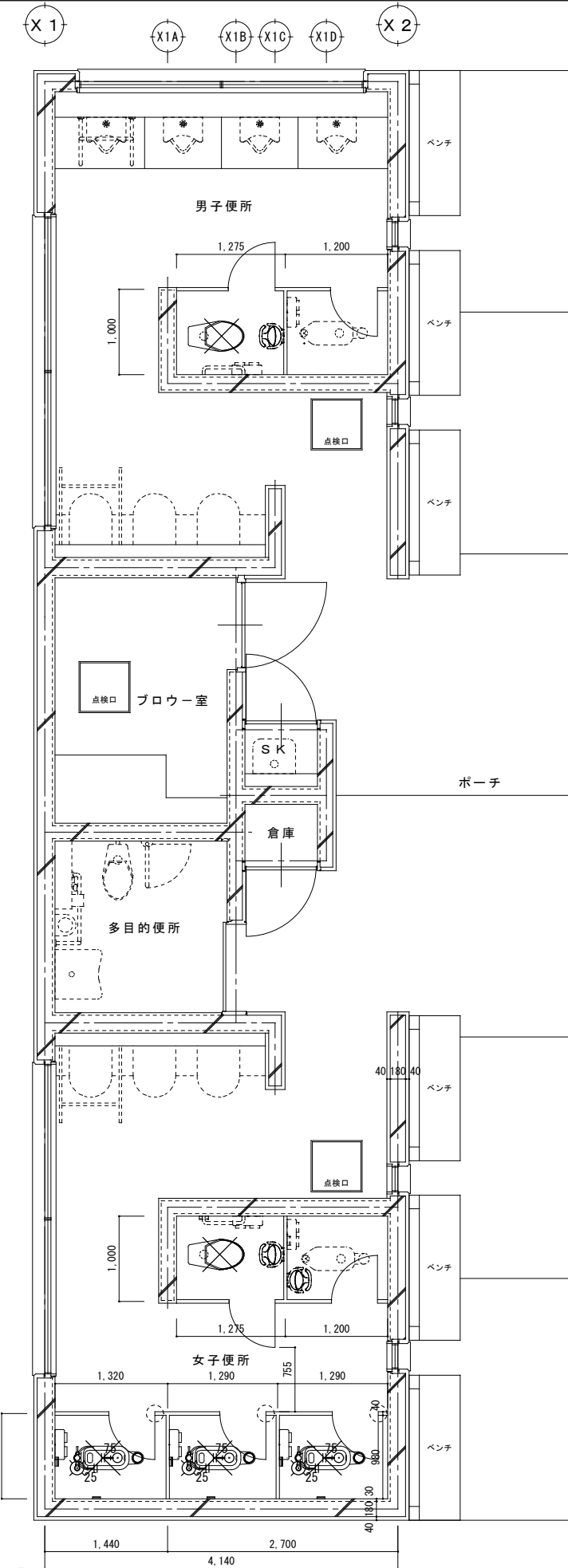
P005

撤去器具リスト：男	
和風便器撤去	--
洋風便器(暖房便座) 撤去	1
2連棚付紙巻器 取外し	--
擬音装置(電池式) 取外し	--
非常押しボタン取外し(電気工事)	--

撤去器具リスト：女	
和風便器撤去	3
洋風便器(暖房便座) 撤去	1
2連棚付紙巻器 取外し	3
擬音装置(電池式) 取外し	3
非常押しボタン取外し(電気工事)	3

改修前平面詳細図 1/50

図示  は撤去を示す。



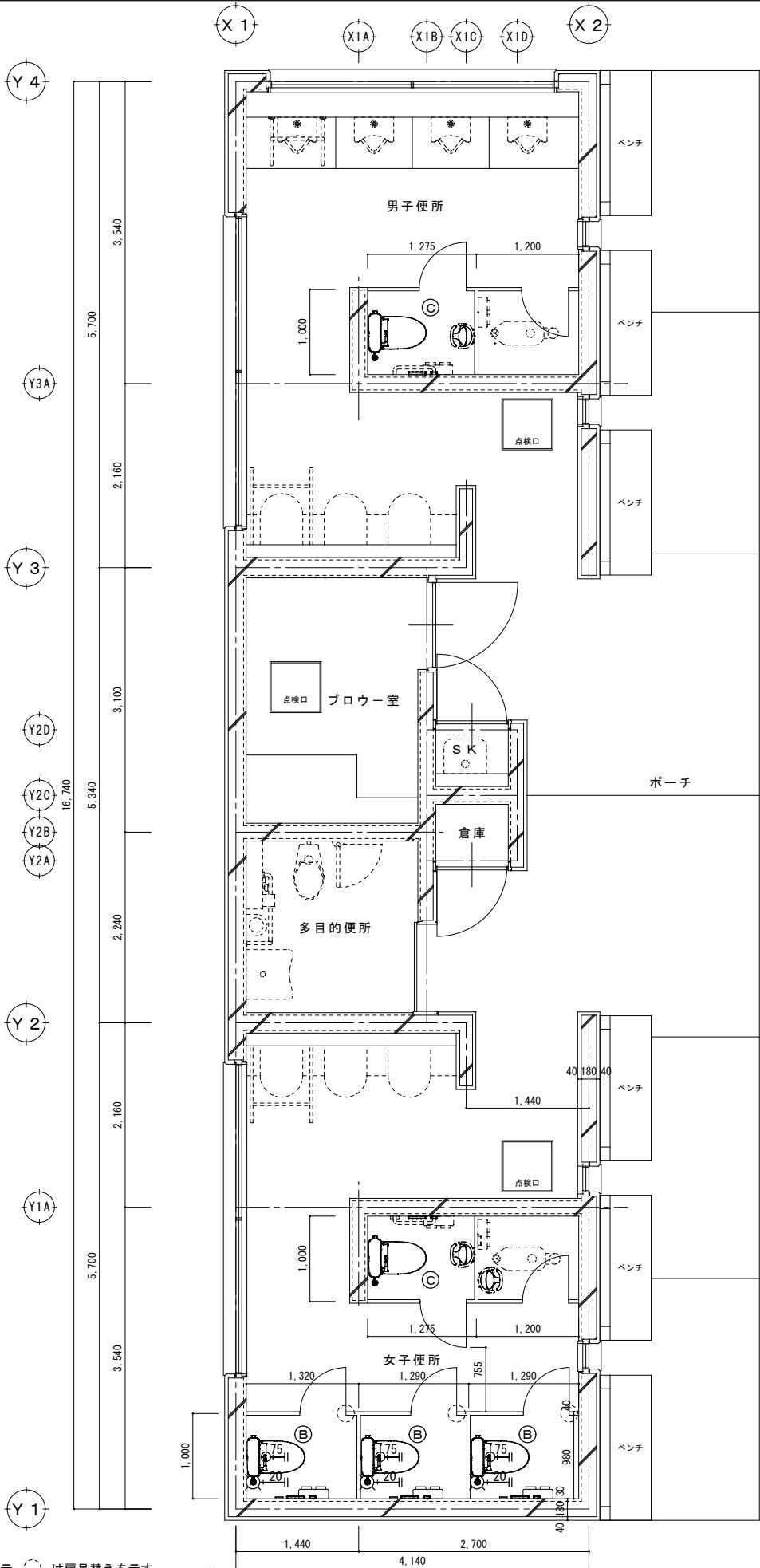
改修

改修器具リスト：男	
洋風便器	1
② 従来工法による和→洋取替え	(-)
③ 便器本体のみ取替え洋→洋	(1)
2連棚付紙巻器 再取付	-
擬音装置(電池式) 指定場所に保管	-
非常押しボタン再取付(電気工事)	-

改修器具リスト：女	
洋風便器	4
② 従来工法による和→洋取替え	(3)
③ 便器本体のみ取替え洋→洋	(1)
2連棚付紙巻器 再取付	3
擬音装置(電池式) 指定場所に保管	3
非常押しボタン再取付(電気工事)	3

改修後平面詳細図 1/50

図示  は扉吊替えを示す。



工事名称

R3 営繕 あすたむらんど 板・那東 ゲート館便所棟等トイレ改修工事

図面名称

駐車場トイレ 改修前/後 衛生器具平面図

縮尺

1/50

設計

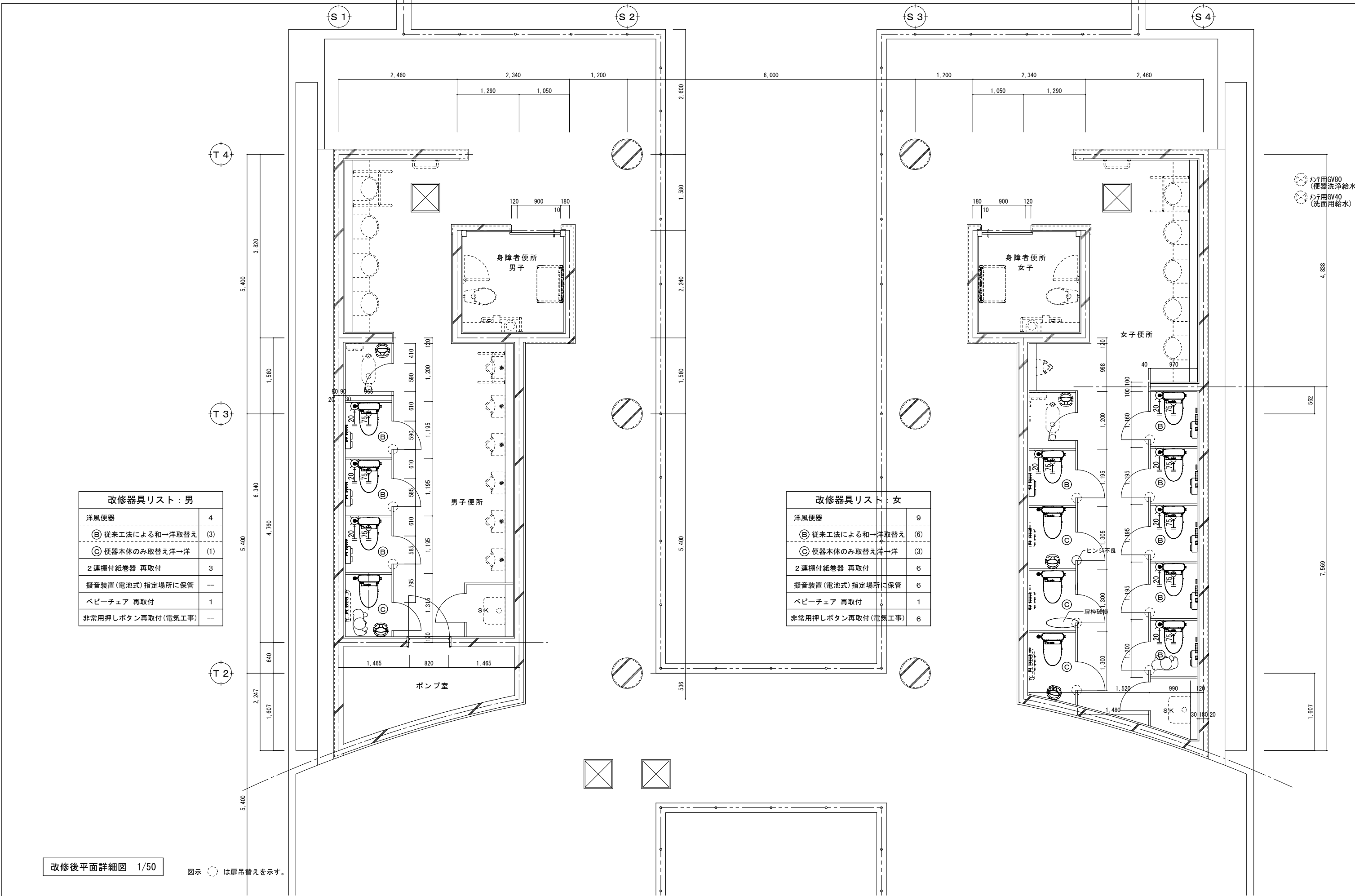
森岡設備設計

代表者 森岡英夫
小松島市中田町字上浜田42番地の1 TEL. 0885-32-2022 FAX. 0885-32-2022

DATE

NO

P006



改修後平面詳細図 1/50

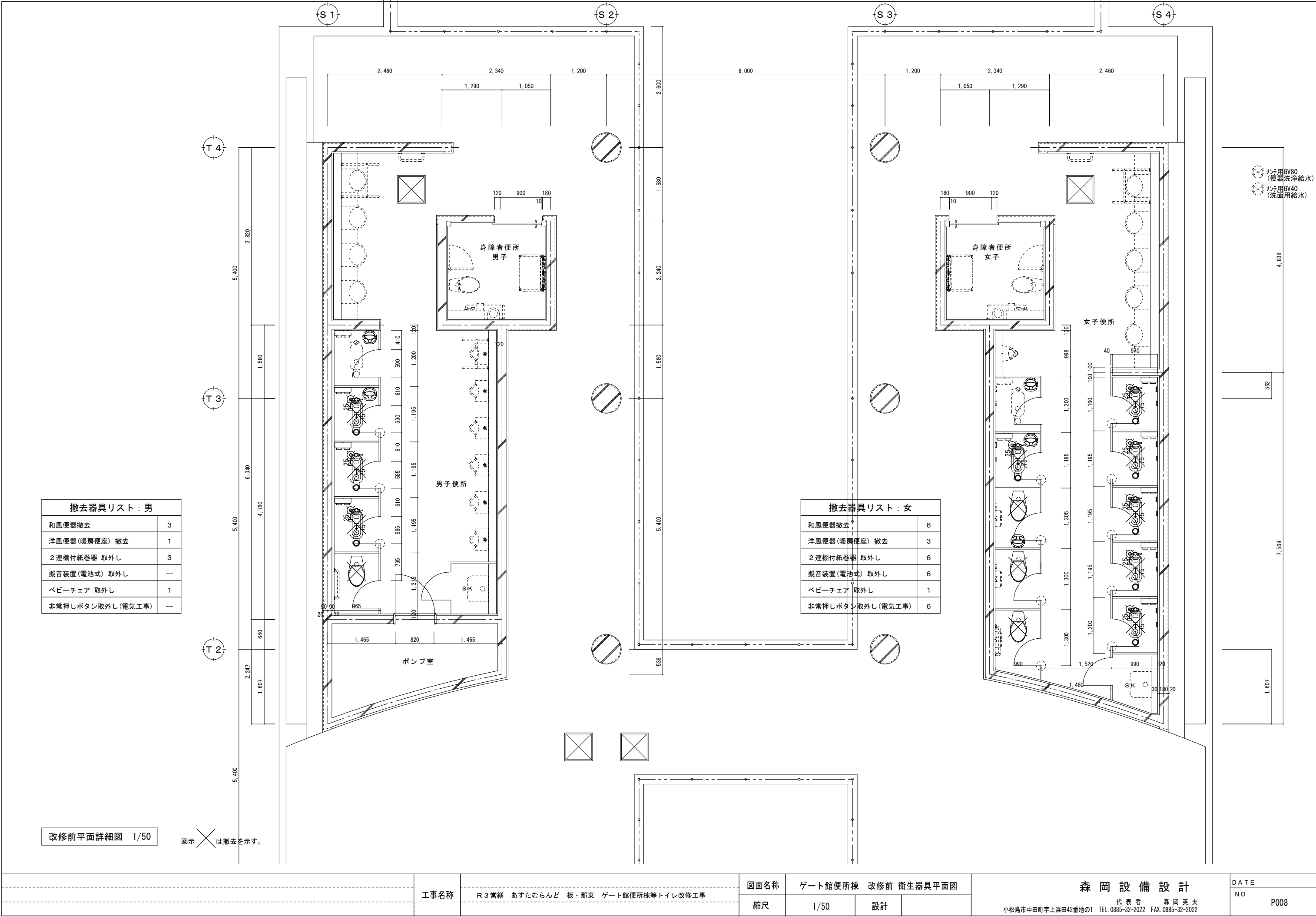
図示 ○ は扉吊替えを示す。

撤去器具リスト：男	
和風便器撤去	3
洋風便器(暖房便座) 撤去	1
2連棚付紙巻器 取外し	3
擬音装置(電池式) 取外し	—
ベビーチェア 取外し	1
非常押しボタン取外し(電気工事)	—

撤去器具リスト：女	
和風便器撤去	6
洋風便器(暖房便座) 撤去	3
2連棚付紙巻器 取外し	6
擬音装置(電池式) 取外し	6
ベビーチェア 取外し	1
非常押しボタン取外し(電気工事)	6

改修前平面詳細図 1/50

図示  は撤去を示す。



工事名称	R3宮精 あすたむらんど 板・那東 ゲート館便所棟等トイレ改修工事	図面名称	ゲート館便所棟 改修前 衛生器具平面図			森 岡 設 備 設 計 代 表 者 森 岡 英 夫 小松島市中田町字上浜田42番地の1 TEL. 0885-32-2022 FAX. 0885-32-2022	DATE NO P008
		縮尺	1/50	設計			



撤去器具リスト：女	
和風便器撤去	4
洋風便器(暖房便座) 撤去	1
2連棚付紙巻器 取外し	4
擬音装置(電池式) 取外し	4
ベビーチェア 取外し	2
非常押しボタン取外し(電気工事)	4

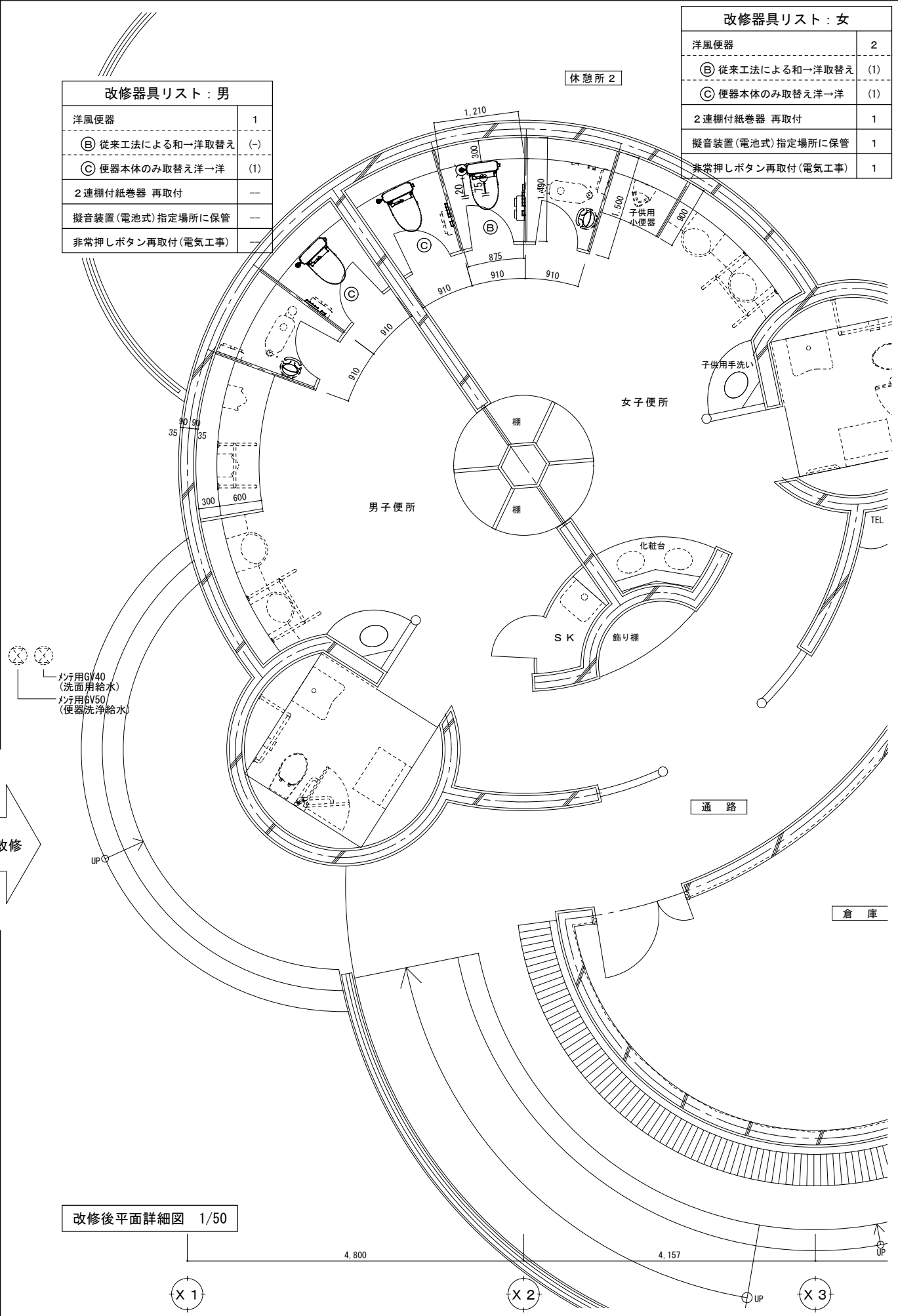
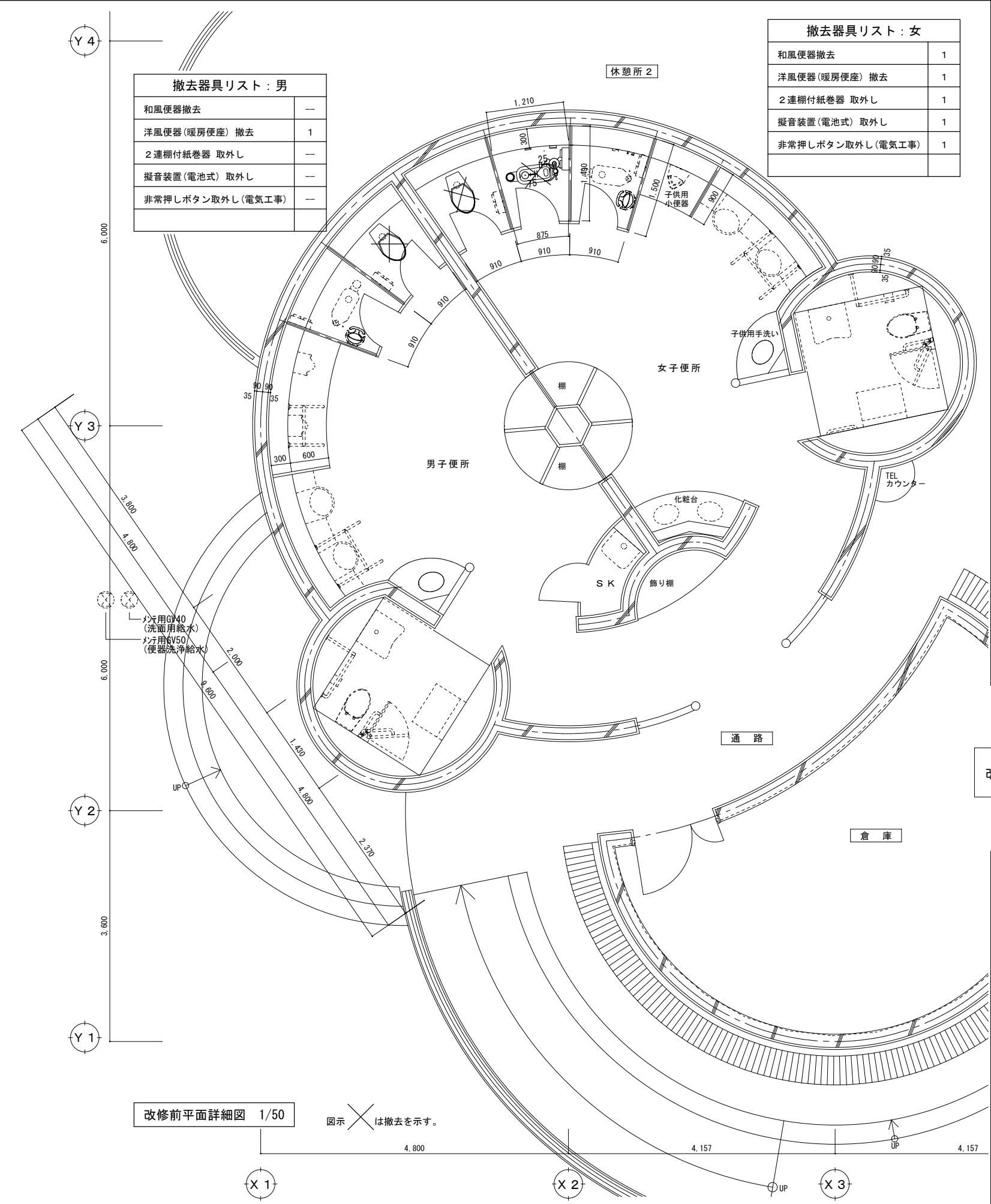
改修前平面詳細図 1/50

撤去器具リスト：男	
和風便器撤去	—
洋風便器(暖房便座) 撤去	1
2連棚付紙巻器 取外し	—
擬音装置(電池式) 取外し	—
ベビーチェア 取外し	—
非常押しボタン取外し(電気工事)	—

改修器具リスト：女	
洋風便器	5
Ⓑ 従来工法による和→洋取替え	(4)
Ⓒ 便器本体のみ取替え洋→洋	(1)
2連棚付紙巻器 再取付	4
擬音装置(電池式) 指定場所に保管	4
ベビーチェア 再取付	2
非常押しボタン再取付(電気工事)	4

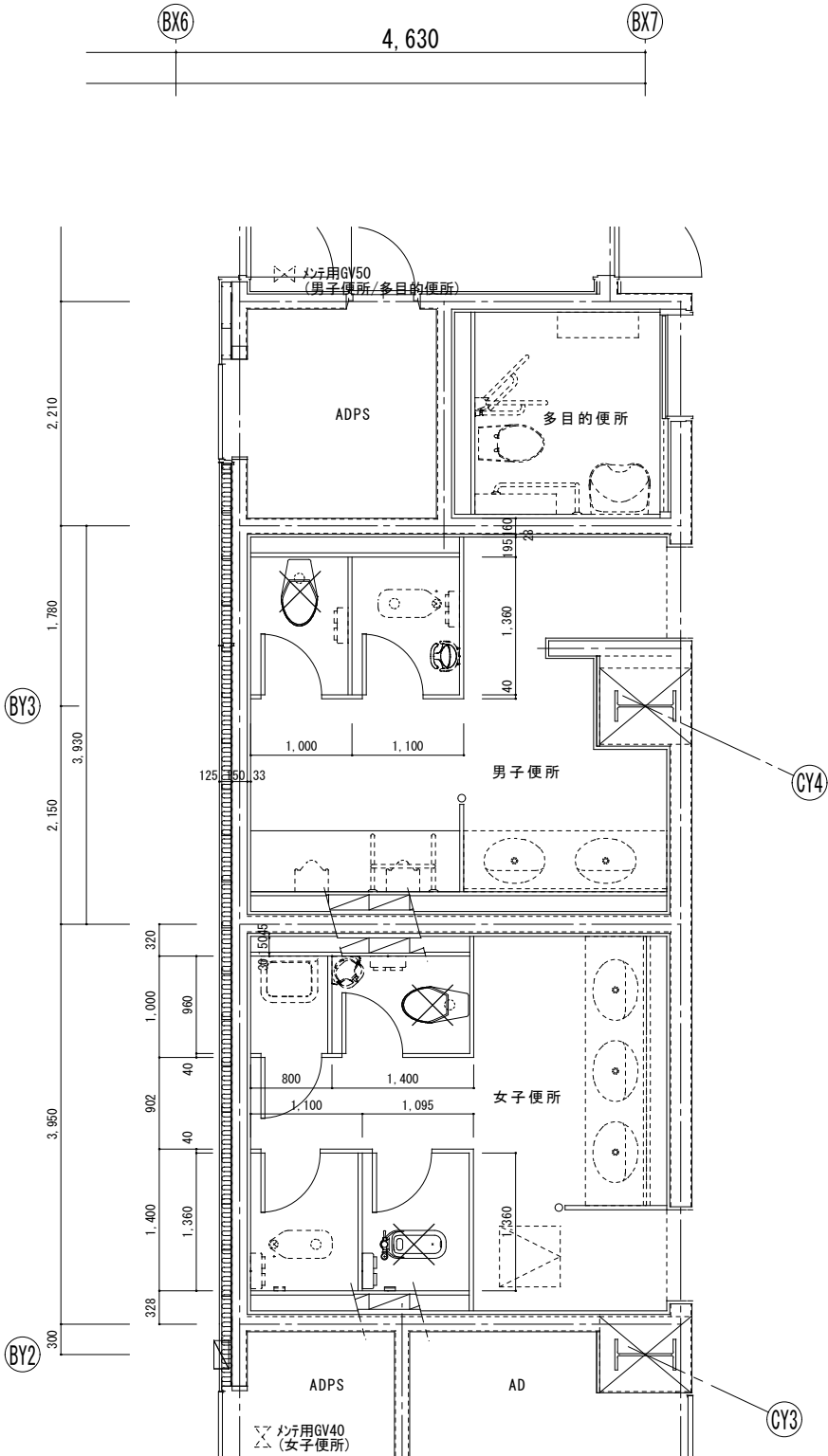
改修後平面詳細図 1/50

改修器具リスト：男	
洋風便器	1
Ⓑ 従来工法による和→洋取替え	(-)
Ⓒ 便器本体のみ取替え洋→洋	(1)
2連棚付紙巻器 再取付	—
擬音装置(電池式) 指定場所に保管	—
ベビーチェア 再取付	—
非常押しボタン再取付(電気工事)	—



撤去器具リスト：男	
和風便器撤去	—
洋風便器（幼児便座付）撤去	1
2連棚付紙巻器 取外し	—
擬音装置（電池式）取外し	—
非常押しボタン取外し（電気工事）	—

撤去器具リスト：女	
和風便器撤去（和洋リフト工法）	1
洋風便器（幼児便座付）撤去	1
2連棚付紙巻器 取外し	1
擬音装置（電池式）取外し	1
非常押しボタン取外し（電気工事）	1



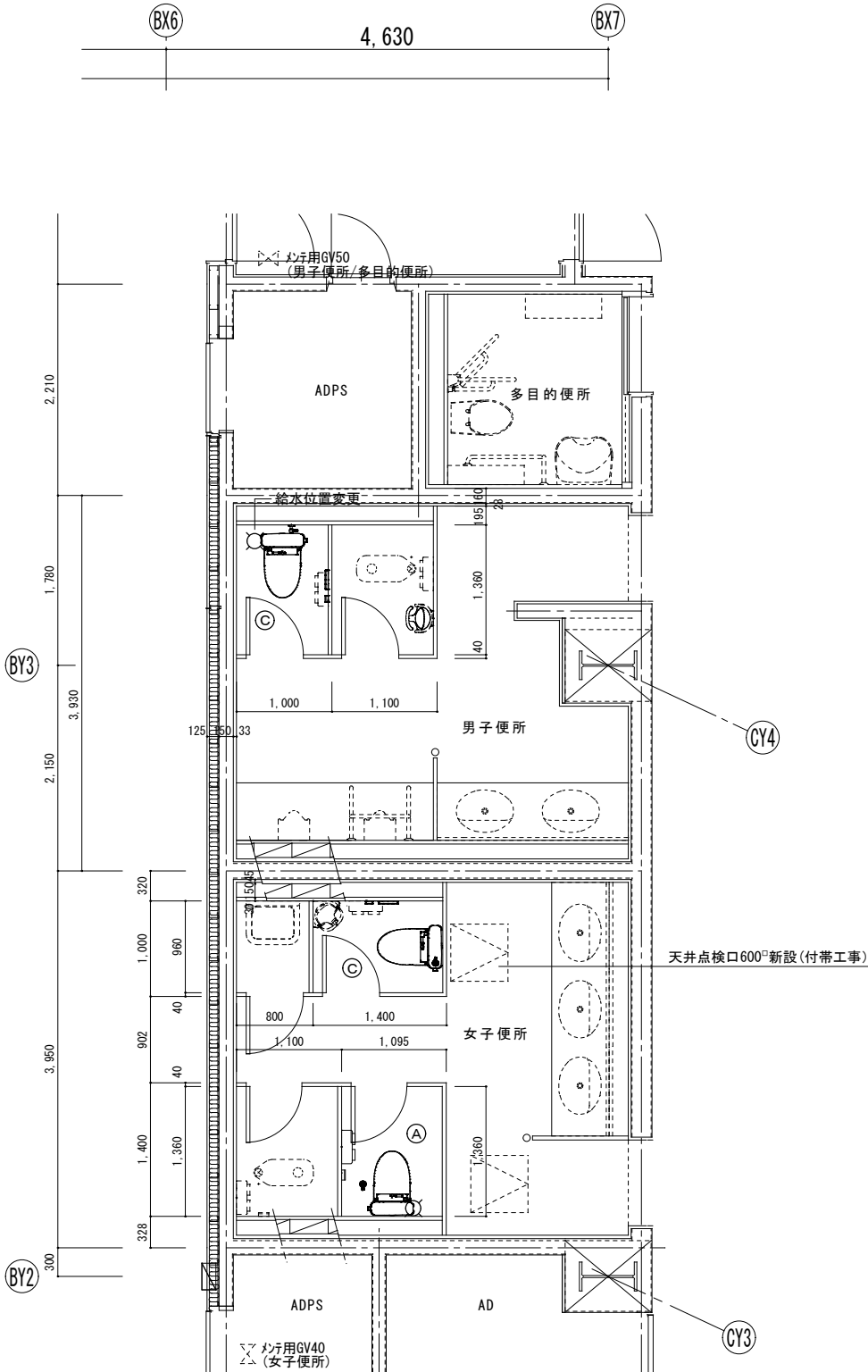
改修前平面詳細図 1/50

図示 X は撤去を示す。

改修

改修器具リスト：男	
洋風便器	1
A 和洋リモデル工法による	(-)
C 便器本体のみ取替え洋→洋	(1)
2連棚付紙巻器 再取付	—
擬音装置（電池式）指定場所に保管	—
非常押しボタン再取付（電気工事）	—

改修器具リスト：女	
洋風便器	2
A 和洋リモデル工法による	(1)
C 便器本体のみ取替え洋→洋	(1)
2連棚付紙巻器 再取付	1
擬音装置（電池式）指定場所に保管	1
非常押しボタン再取付（電気工事）	1

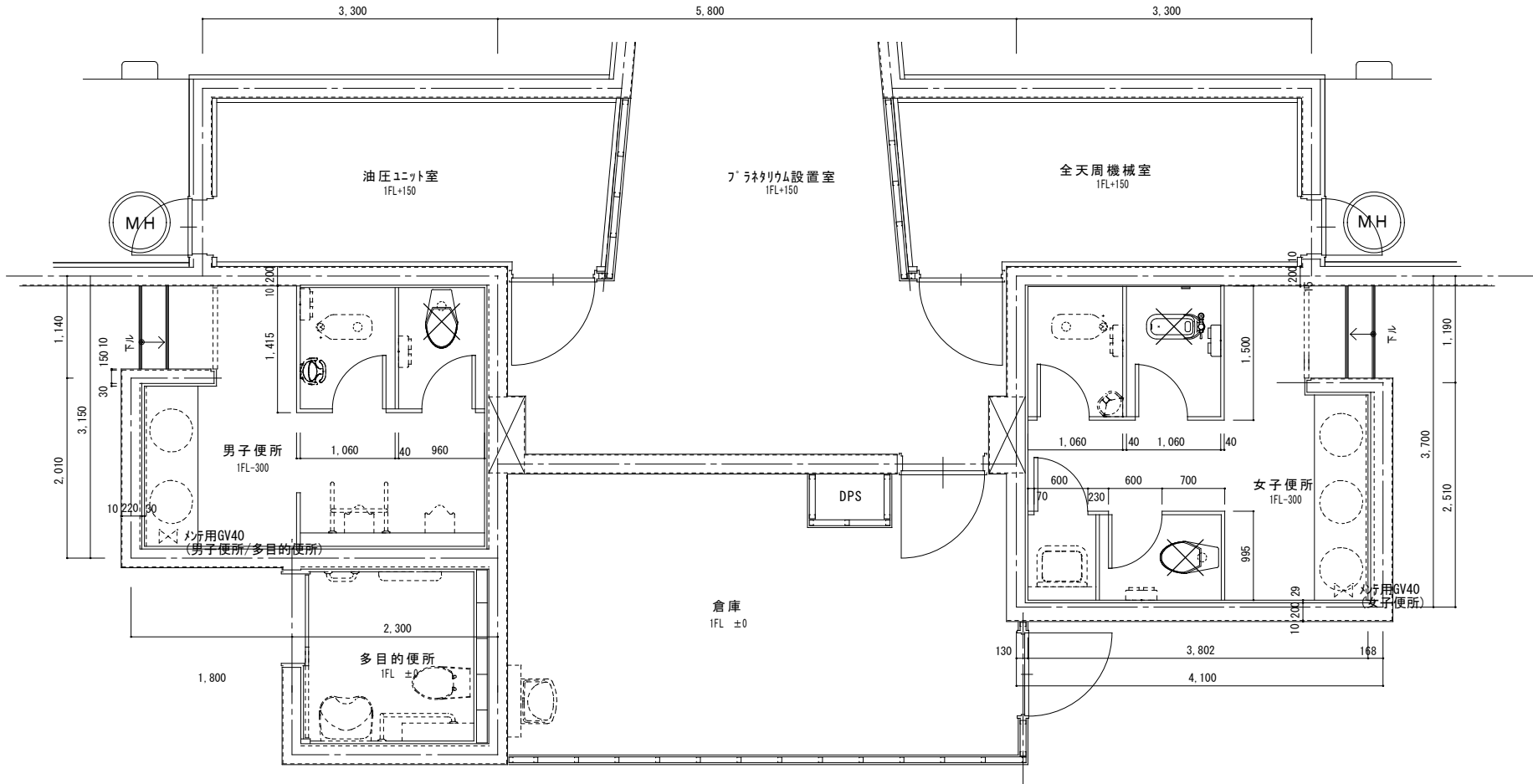


改修後平面詳細図 1/50

撤去器具リスト：男	
和風便器撤去	—
洋風便器(幼児便座付) 撤去	1
2連棚付紙巻器 取外し	—
擬音装置(電池式) 取外し	—
非常押しボタン取外し(電気工事)	—

改修前平面詳細図 1/50

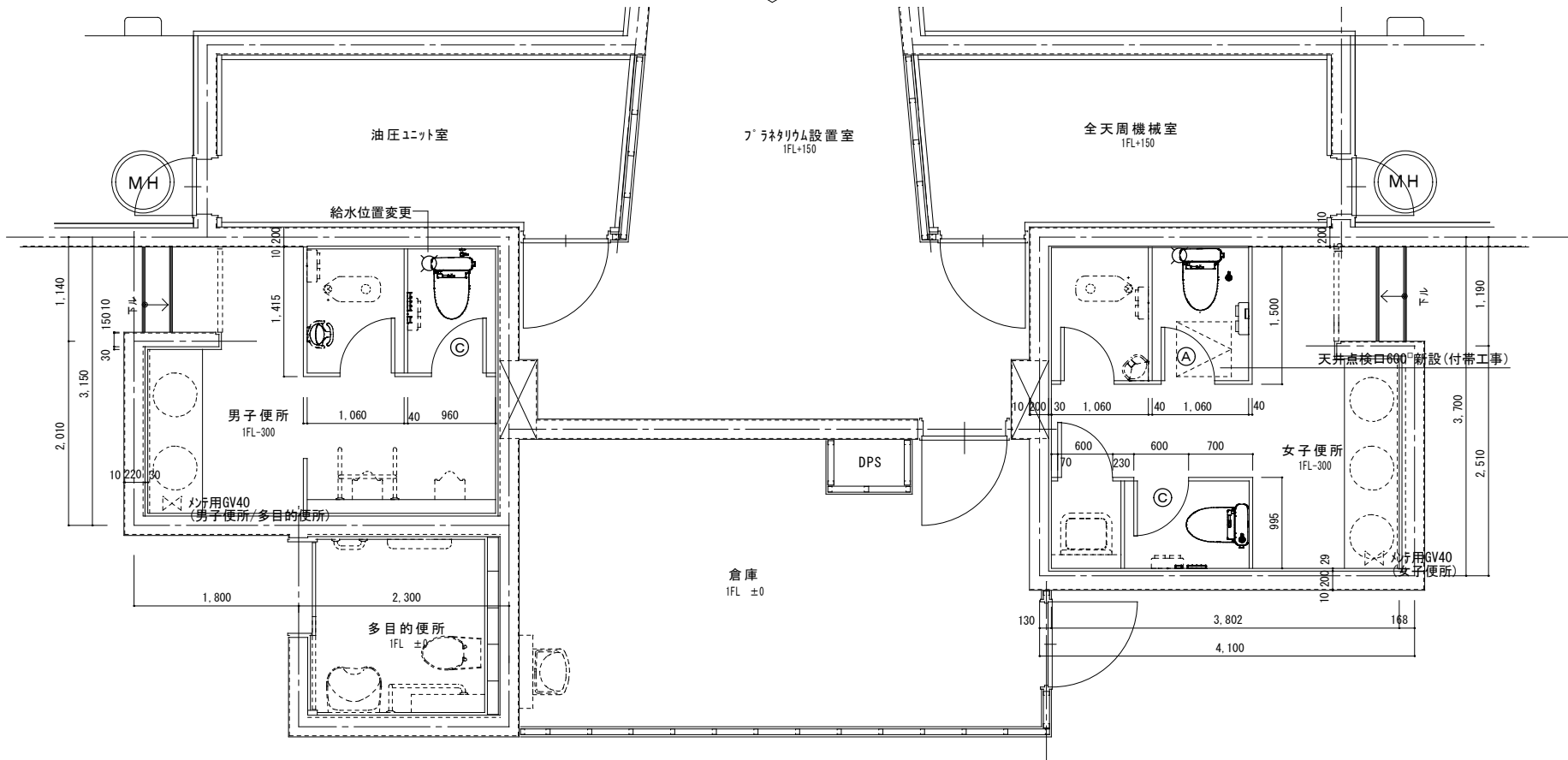
図示  は撤去を示す。



撤去器具リスト：女	
和風便器撤去(和洋リモデル工法)	1
洋風便器(幼児便座付) 撤去	1
2連棚付紙巻器 取外し	1
擬音装置(電池式) 取外し	1
非常押しボタン取外し(電気工事)	—

改修器具リスト：男	
洋風便器	1
Ⓐ 和洋リモデル工法による	(-)
Ⓒ 便器本体のみ取替え洋→洋	(1)
2連棚付紙巻器 再取付	—
擬音装置(電池式) 指定場所に保管	—
非常押しボタン再取付(電気工事)	—

改修後平面詳細図 1/50



改修器具リスト：女	
洋風便器	2
Ⓐ 和洋リモデル工法による	(1)
Ⓒ 便器本体のみ取替え洋→洋	(1)
2連棚付紙巻器 再取付	1
擬音装置(電池式) 指定場所に保管	1
非常押しボタン再取付(電気工事)	—

工事名称

R3営繕 あすたむらんど 板・那東 ゲート館便所棟等トイレ改修工事

図面名称

プラナリウムトイレ 改修前/後 衛生器具平面図

縮尺

1/50

設計

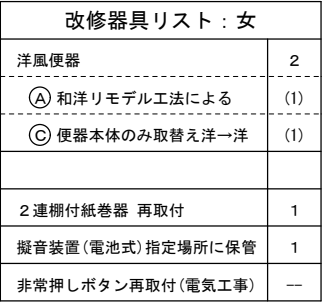
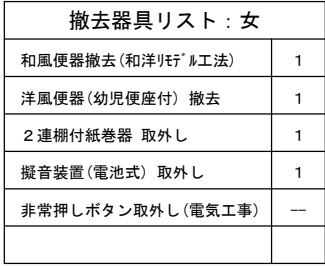
森岡設備設計

代表者 森岡英夫
小松島市中田町字上浜田42番地の1 TEL. 0885-32-2022 FAX. 0885-32-2022

DATE

NO

P012



	工事名称	R3 営繕 あすたむらんど 板・那東 ゲート館便所棟等トイレ改修工事	図面名称	子ども科学館G棟トイレ 改修前/後 衛生器具平面図			森岡設備設計	DATE
			縮尺	1/50	設計	NO		
				代表者 森岡英夫 小松島市中田町字上浜田42番地の1 TEL.0885-32-2022 FAX.0885-32-2022				P013